

預金債権の準共有〔序説〕

——誤振込事例と信託を素材として——

岸本雄次郎*

目 次

- 1 はじめに
- 2 前提としての検討事項
- 3 預金受入金融機関の認識
- 4 預金の契約主体
- 5 棚はた式利益論
- 6 普通預金契約の法的性質
- 7 信託財産に属する金銭の存する普通預金口座
- 8 信託の特殊性
- 9 誤振込金にかかる預金契約
- 10 結 語——残された課題

1 はじめに

1-1 緒 言

最高裁は、平成28年12月19日大法廷決定（民集70巻8号2121頁）（以下、「平成28年大法廷決定」）において、共同相続された普通預金債権（外貨普通預金を含む）および通常貯金債権につき「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とし、「（如上預金債権は）相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない」と判示した平成

* きしもと・ゆうじろう 立命館大学大学院法学研究科教授

16年4月20日第三小法廷判決（集民214号13頁）等の判例を変更した¹⁾。

共同相続された預金債権の帰属につき、従前の判例の立場は、次のように解していた。すなわち、被相続人に属していた1個の預金債権が共同相続された場合、当該1個の預金債権は、各相続人の数に分割されて複数個の預金債権へと変容し、分割された各預金債権が各相続人に帰属する。したがって、各相続人は、自己の相続分に応じて分割された相続預金債権を自由に処分できる。

平成28年大法廷決定の法廷意見は、「（共同相続人は）預貯金契約上の地位を準共有する（傍点引用者）」と判示し、本決定を受けた評釈類も、該決定は共同相続された預貯金債権を準共有債権とみたものとして位置付けるものが多い²⁾とみている。最高裁調査官解説も「相続が開始した場合、各共同相続人は（略）1個の債権上に準共有持分を有すると解するべきであるという趣旨をいうものと思われる³⁾」としている。

1-2 問題の所在

かくして、平成28年大法廷決定は、1個の預金債権の上に複数の権利者が存することを認めたと解されるのであるが、そもそも如何なる場合に預貯金の準共有持分は認められるのであろうか。共同相続以外の場面においても、実務上は、以下のようなケースが認められているようである。

まず、民法上の任意組合の預金債権である。任意組合の財産は全組合員の「合有」に属する⁴⁾から、当該財産の個々の組合員の持分についての差

1) 定期貯金についても、その前身である定額郵便貯金に関する「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはな」く「同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられる」との最判平成22年10月8日民集64巻7号1719号を踏襲したと考えられる。さらに、共同相続された定期預金債権および定期積金債権についても最高裁は、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」とした（最判平成29年4月6日集民255号129頁）。

2) 潮見佳男「預金の共同相続」金法2071号（2017年）51-52頁。

3) 齋藤毅「判解」ジュリ1503号（2017年）80頁。

4) 近江幸治『民法講義V』（成文堂、2011年）281頁。

押えは、その持分が全構成員の同意を得て組合の財産から分離していない限り、譲渡性を有しないので許されない⁵⁾とされるが、全構成員で分割の合意をしていたりする可能性もないとはいえないので、実務上は有効な差押えがあったものとして必要な措置がとられる⁶⁾。また、預金受入金融機関破綻時の預金保険金支払手続きにおける取扱いではあるが、任意団体⁷⁾名義の預金は、その各構成員の預金として、持分に依じて分割される⁸⁾⁹⁾。

以上に鑑みると、誤振込事例においても、受取人と振込依頼人(誤振込人)との準共有が認められるのであれば、誤振込人を物権的に救済することもできるのではないかというのが、本稿における問題意識の出発点である。加えて、信託を用いた金銭債権流動化スキームにおけるいわゆるサービサーのコミングリングリスクの議論において、サービサーの預金口座で混淆したサービサー自身の責任財産たる金額とサービサー業務で受領した(受託者の信託財産たる)金額の総和を、サービサーと受託者が準共有すると解することができるのであれば、同リスクの回避策として自己信託の活用等を検討するまでもないこととなろう。

1-3 本稿の目的および論点

本稿の目的は、誤振込事例における受取人の預金口座や信託を用いた金

5) 東京高決昭和35年2月19日下民11巻2号370頁。

6) 法的性質が民法上の組合とされるJV(共同企業体)の建築請負代金前払金口座の参加企業持分のみ差押えは通常許されないが、全構成員で分割の合意をしてい(略)ないとも限らないことから、このような差押えがなされた場合、形式的に適法な差押えがあった以上、金融機関としては有効な差押えがあったものとして扱わざるを得ない(金融財政事情研究会『実務必携 預金の差押え』〈金融財政事情研究会, 2014年〉145-146頁)。

7) 本稿において「任意団体」とは、「権力能力のない社団・財団」以外の任意団体をいう。

8) 預金保険機構「預金保険制度の解説」(<https://www.dic.go.jp/content/000011127.pdf>) (2019年8月27日最終閲覧) 13頁。

9) 「構成員の預金等として(略)分割され」(傍点引用者)とはされるが、これは、預金受入金融機関が破綻した場合の措置である。その分割により構成員が有することになる権利は、預金保険機構への保険金請求権であり、預金債権の準共有権とは異質の権利であると考えられることであろう。

銭債権流動化スキームにおけるサービスの回収金受取口座にかかる預金債権に、それぞれ振込依頼人や受託者の準共有持分を認めることの可否を検討することである。その前提として整理しておくべき点として、金銭（現金通貨¹⁰⁾および預金債権)の特殊性、預金債権の準共有の形態、信託財産に属する金銭と固有財産に属する金銭の同一預金口座内での混蔵の効果、誤振込事例に信託を擬制することの可否、金銭債権流動化案件におけるサービスのコミングリングリスク対策の実状が挙げられる。

2 前提としての検討事項

2-1 金銭の特殊性

現金に関しては、その所有権の得喪は占有の得喪に伴うとされ、他の動産と異なる取扱いがなされる。原則として間接占有を觀念することはできず、民法192条所定の即時取得の適用が問題となる余地がない¹¹⁾。

現金と同じくマネーストック¹²⁾を構成する定期預金債権の帰属に関しては、客観説が最高裁の確立した判例法理¹³⁾であるとされる。客観説とは、預金者の認定をするにあたって、自己の出捐で自己の預金とする意思で、本人自ら、または使者、代理人を通じて預金をした者が預金者であるとす

10) ここに「現金通貨」とは、日本銀行法46条所定の「日本銀行券」および通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律5条1項所定の「貨幣（いわゆる鑄貨のことで、同条2項・3項所定の記念硬貨等を除く）」を意味する（以下、「現金」）。

11) もっとも、「家事上の被用者が主人のために主人の貨幣（引用者註：本稿でいう「現金」のこと。本脚注において以下同じ）を所持する場合は、通常占有者にとっては貨幣は貨幣としての機能を有せず主人の命ずるままにこれを保管しまた処分しうから、貨幣の所有権は主人にある」（末川博「貨幣とその所有権」同『物権・親族・相続』〈岩波書店、1970年〉263頁以下）。占有補助者の占有は所有権を伴わないということである。

12) 金融部門から経済全体に供給される通貨の総量で、金融機関や中央政府以外の個人・企業・地方公共団体などによって保有されている通貨の総量のこと。M1～M3、広義流動性に分類され、M1が「現金＋全預金取扱機関に預けられた要求払預金」、M2が「現金＋国内銀行等に預けられた預金」である。

13) 最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁、最判昭和57年3月30日金法992号38頁等。

る見解である。預金者が誰かは客観的に決まるとするもので、この説によれば、預入行為者が出捐者の金員を横領し、自己の預金とする意図で定期預金をしたなどの特段の事情が認められない限り、出捐者が預金者とされる。預金は定型的に大量になされる窓口取引であり、預金者の個性は問題ではないという点に求められ、通常の契約における当事者確定のルール(契約の解釈、意思表示により確定するルール)は、あてはまらない。代理に関する顕名主義は適用されるべきではないとされ、実質的に代理関係があったかどうかで判断すればよいとされる。

以上のように、金銭は、その形態が現金であれば、占有移転の原由たる契約が法律上無効であってもその所有権は占有とともに相手方に移転し、定期預金債権であれば、権利者の認定に当たって一般の契約ルールが適用されないという特殊性を有する。

もっとも、共同相続された現金については他の動産同様に共有が認められるとされる¹⁴⁾。他の一般債権と異なり、代理において顕名主義の適用がないとされる定期預金債権に関しても、それと平行に、共同相続の場合にのみ例外的に準共有が認められるとの考え方が成立するのであろうか。

ただ、共同相続が発生していない場面でも、預金受入金融機関が破綻した際の任意団体名義の預金は既述のとおり、実務上、1個の預金債権の上に複数の権利者が存することを前提にした取扱いがなされているし、連名預金¹⁵⁾等も同様の取扱いを受けるようである。

14) 最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁が、共同相続された現金を共同相続人の共有財産と認めた。すなわち、「現金は、被相続人の死亡により他の動産、不動産とともに相続人らの共有財産となり、相続人らは、(中略)持分権を取得する」との原審(東京高判昭和63年2月21日)の判示を是認したのである。「現金の占有=所有権理論」の適用除外が認められるケースは極めて限定的であると思われる(最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁参照)ところ、共同相続の場合は例外的に適用除外されると推認される。

15) 日本ではあまり例がないようであるが、夫婦など複数の者が名義人となっている預金のことである。たとえば、フランスでは、夫婦の共同の名義で連名預金口座を開設する例は少なくないようである。この場合には、名義人のそれぞれが単独で払戻しができるという利点がある。しかし、預金口座の名義人以外の者(たとえば、配偶者)がキャッシュメ

2-2 預金債権の準共有の形態

「預金債権の準共有」を認めたとされる平成28年大法廷決定も、それが民法249条以下の共有を準用する264条が規定している「準共有」（以下、「狭義の準共有」と共同相続人への合有的帰属（以下、「準合有」）のいずれに該当するのかについては明示していない¹⁶⁾。もっとも、「共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り（略）各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」と判示していることから、準合有と解すべきものと考えられていると思われる。

問題は、準合有であっても、持分を差し押さえることができるのかということである¹⁷⁾。東京地方裁判所民事第21部の判事および判事補は、「相続人の債権者が、被相続人名義の預貯金債権について当該相続人が有する準共有持分（持分割合は法定相続分による）を差し押さえることも可能である¹⁸⁾」としている¹⁹⁾。

任意組合の財産は既述のとおり、全構成員で分割の合意をしていた場合は、構成員の預金として持分に応じて分割されるものとして扱われる。また、誤振込事案に広義の準共有が認められるとしても、これが準合有とさ

ㄨカードと暗証番号によって払い戻しができるようになって、連名預金の利点はなくなっている（金融法務研究会「近時の預金等に係る取引を巡る諸問題」〈金融法務研究会事務局、2015年〉13-14頁〔野村豊弘〕）。

- 16) 民法は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について法令に特別の定めがなければ第2編第3章第3節共有の規定を準用する（264条）として、債権につき準共有を認めるのみで、準合有や準総有に関しては特段の規定を設けていない。
- 17) （準）合有では持分の処分は認められず、差押えも共同名義人1人を相手にしたのではその適格を欠く（前田庸ほか監修『銀行窓口の法務対策3300講【上巻】〉〈金融財政事情研究会、2004年〉195頁）。
- 18) 小津亮太・谷池政洋「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」金法2083号（2018年）45頁。
- 19) もっとも、準共有者各員が持分額について預金受入金融機関に対して単独で払戻し請求ができることとすると、平成28年大法廷決定の趣旨が没却されるし、新設された民法909条の2とも対立拮抗することになる。したがって、これを「狭義の準共有」とみることは困難であろう。

れるのであれば、逆に受取人の債権者は、振込依頼人の合意がなければ受取人の持分があるにもかかわらず該口座に対して1円たりともかかっていることができないという結果不当を招来することになる。

2-3 信託財産と固有財産の混蔵

信託の受託者が、信託財産に属する金銭を固有財産に属する預金口座に入金しても、計算さえ明らかにしていれば分別管理にかかる信託法の規定に違反するものではない(信託法34条1項2号口)²⁰⁾。そして、受託者が固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務にかかる債権者は、当該預金口座にある金銭に対して、固有財産に属する金額を超えてかかっていることはできない(信託法23条1項)と解されていると思われる。

このことは、信託財産および固有財産に属する財産は各別の財産権者に属するものとみなされることを前提とし、当該預金口座の残高については、信託財産と固有財産とでこれを準共有しているとみなされることを意味する。これが準共有であるとすれば、受託者が固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務にかかる債権者は、信託財産が混入されているという一事をもって当該預金口座に対して一切かかっていることができないことになる。要するに、執行免脱財産の創出を促進させることとなり、結果不当である。そのことより、これは、一般に(持分への)差押えが許されないとされる準共有ではなく狭義の準共有であると考えられる。

20) 登記・登録制度の準備されている財産以外の財産にかかる分別管理義務は任意規定(信託法34条1項柱書ただし書)であるから、受託者の分別管理義務の程度につき信託行為において同項2号口の規定より緩やかな規定を置いておけば、受託者が「その計算を明らかにする方法」すら履行しなかったとしても分別管理義務違反は問われないということも考え得る。もっとも、受託者の帳簿作成義務(同法37条)は強行規定とされるので、「その計算を明らかにする方法」を免除することは37条の観点よりできないと解される(法制審議会信託法部会2005年12月16日第27回会議事録参照)。

2-4 誤振込事例への信託擬制

わが国においては、誤振込事例への信託擬制の可否について十全な検討はなされてこなかったようである。

アメリカ法と異なり、物権的救済のために信託を擬制するには当事者間の「信託関係 (fiduciary relationship)」が存することを要求していたイングランド法においても、過誤払い（いわゆる二重弁済）事例で擬制信託の成立を認めた。チェース・マンハッタン銀行対イスラエル・ブリティッシュ銀行事件²¹⁾である。

事案の概要は次のとおりである。

ニューヨーク州のチェース・マンハッタン銀行（以下、「X銀行」）は、200万ドルをロンドンのイスラエル・ブリティッシュ銀行（以下、「Y銀行」）に支払うように指図を受けたが、1974年7月3日、事務過誤によりY銀行の口座に対して200万ドルを2回支払ってしまった。その後同年8月2日、Y銀行は清算申立書を提出し、同年12月2日、同行について清算手続きが開始された。そこでX銀行は、Y銀行に過誤払い（二重払い）した200万ドルはY銀行を受託者とする信託財産であるから、X銀行は200万ドル全額につき物的請求権を有すると主張して、その返還を求める訴えを提起した。

ニューヨーク州法を準拠法とする本件につき判決は、次のように判示してX銀行の請求を認容した。

イングランド法下において、事実の錯誤によって金銭を支払った者は、それに対するエクイティ上の追及権を有する。ニューヨーク法においても、同様の追及権が認められており、錯誤により支払った者は当該財産につき受益権を有しているようである。この分野において、この2つの法域は決してあらゆる点で一致しているわけではない。しかし、本件においては、大西洋を挟んで実体法の規定間および手続法の規定間で

21) Chase Manhattan Bank N.A. v. Israel-British Bank (London) Ltd. [1981] Ch. 105.

線引きをする必要はないし、対立も生じない。事実の錯誤によって他の者に金銭を支払った者は、その金銭につきエクイティ上の財産権を保持し、当該他者の良心は支払者の財産権を尊重すべき信託義務に服するのである。

この事案内容は、平成8年4月26日最高裁判決(民集50巻5号1267頁)(以下、「平成8年判決」)を典型とするいわゆる誤振込事例のそれに極めて近似する。したがって、わが国の誤振込事例にもイングランドの上掲事件のように信託を擬制することができるかが問題となる。

わが国の信託は、旧信託法²²⁾(以下、「旧法」)においては「(委託者が)財産権ノ移転(略)ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」(1条)と、現行信託法²³⁾(以下、「現行法」)においては「(受託者)に対し財産の譲渡(略)をする旨並びに(受託者)が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約を(受託者と)締結する方法により、(受託者)が(略)当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの」(2条1項および3条1号)と定義されている。

旧法においては、「契約」の語は用いられていないが、委託者が受託者に「財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」のは契約によることが明白であるから、信託が成立するには、旧法と現行法のいずれにあっても、委託者・受託者間での信託契約²⁴⁾の存在が前提となる。

誤振込事例における誤振込人・受取人間には、信託契約どころか如何な

22) 平成18年12月15日改正前の大正11年4月21日法律62号。

23) 平成18年12月15日法律108号。

24) 信託の成立は、契約によるもの以外に、旧法においては遺言によるもの(2条)、現行法においては遺言によるもの(3条2号)と委託者が一定の自己の財産につき自らが受託者になる意思表示を公正証書等とするもの(3条3号)が準備されているが、遺言発効後に遺言者自身が誤振込をすることや遺贈先として同名称の別人の預金口座番号を遺言に記すこと、また、公正証書等によって自分に誤振込をすることはおおよそ想定し得ないので、ここではこれらは等閑視しておく。

る契約も存しないので、かかる事例においては信託の成立が認められてこなかったと考えられる。

2-5 流動化案件におけるコミングリングリスク

信託を用いた金銭債権流動化案件では、オリジネーターから対象財産たる金銭債権の信託譲渡を受けた受託者がオリジネーター（委託者）に対してサービシング業務を委任することが一般的であり、その受任者（委託者兼サービサー）に法的倒産手続が開始した場合には、コミングリングリスクの形で投資家の利益に悪影響を与えることになり得る。サービサーによる回収金（受託者の信託財産に属すべき金額）は、サービサーに帰属するそれ以外の金銭と共通の預金口座に入金されるのが一般的である²⁵⁾。かかるスキームにおけるコミングリングリスクとは、サービサーが回収した金銭を受託者（サービシング業務の委任者）に引き渡す前にサービサーが倒産した場合に、受託者のサービサーに対する回収金引渡請求権が法的倒産手続に服することになり、その回収額や回収時期に悪影響を与えるリスクをいう。

コミングリングリスクを軽減するための方策としての実情は、サービサーによる回収から受託者への引渡しまでの時間をできるだけ短くすることである。むろん、これは、あくまでもリスクを小さくするに過ぎず、排除・回避するものではない。そこで、サービサーからの十全な倒産隔離を図る仕組みとして、サービサーが回収金を自己信託することが検討されている。回収金を信託財産とすることで、委託者兼受託者たるサービサーの倒産から隔離するというものである。

もっとも、右自己信託にも難点がある。すなわち、自己信託は、その意

25) オリジネーターから受託者への債権譲渡については債務者対抗要件を具備しないのが通常である（けだし、多数の原債務者に対して対抗要件を具備することは、実務的にも極めて煩瑣である）。したがって、元利の回収については信託設定の前後で預金口座を変更することはない、つまり、サービシング業務による回収金が（それ以外の）サービサーの責任財産たる資金と同じ預金口座に入金されることが常態となっているのが一般的である。

思表示を公正証書等で記載したのによってする必要があり、コストや事務手続の観点から実務的に難点があるとされる²⁶⁾²⁷⁾。

如上難点の回避策として、回収預金口座にかかる預金債権を信託する方法も検討されているようである。これは、原債務者によるサービスの預金口座に対する振込みならびに同口座からの引落としおよび受託者名義預金

26) 殊に融資限度枠内でATM等から自由に借入れることができ、かつ、いつでも返済をすることができるカードローン等にあつては、予測困難な元利返済が膨大に生じ得る。その返済の都度、公正証書等を作成することは、実務上不可能に近い。その実務上の困難を回避する方法として、流動化の開始時において、将来にわたる回収金を包括的に信託するという仕組みに言及されることがあるが、金銭については、将来債権や集合財産のように将来有することとなるものの処分の可否、要件等について十分な議論がなされておらず、なお慎重な検討が必要であるとされる(金融法委員会「サービス・リスクの回避策としての自己信託活用の可能性」〈www.flb.gr.jp/jdoc/publication28-j.pdf〉〈2019年8月27日最終閲覧〉)。

27) なお、自己信託は、公正証書によるほか、その意思表示を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの)で記録したのものによつてもすることができる(現行法3条3号および同法施行規則25条)。近年の情報工学の進展により、回収の都度、かかる電磁的記録で自己信託をすることは実務上も可能となっているとの見解も見受けられる。もっとも、かかる自己信託方式は、リーガルストラクチャリングの観点からも難があると思われる。というのも、かかる方式では、委託者、受託者そして受益者の全てをサービスが兼ねることになる(しかも、サービス以外の者が受益権^{*}を新たに取得したり、サービスから受益権を承継したりすることも予定されていない)からである。なるほど、この方式におけるサービシング業務の「委任者」(=流動化スキームの受託者)は、当該自己信託の信託財産(回収金)から給付を受ける。しかし、「委任者」は決して当該自己信託の受益者にはなり得ない。なぜなら、「委任者」が受益者であるとするならば、同人は、その受益権に基づいて回収金相当額の信託配当の給付を受けることができるのに加えて、さらにサービシング業務の委任契約に基づいて同額の給付を受けることができる(民法646条に基づく請求権は消滅していない)、つまり二重受領が可能となってしまうからである。サービスが自己信託をしたところで、「委任者」がサービスから受領する金額は、あくまでもサービシング業務の委任契約に基づく受領であつて、当該自己信託の受益権に基づくものではないということである。

* その受益内容は、「自己信託の受託者たる立場のサービス」が当該自己信託に属する財産を「委任者」に給付することにより、「受益者たる立場のサービス」が「委任契約に基づく『委任者』への債務」を免れるというものである。

口座への転送という実態により整合的であり、また、流動化取引の開始時に将来における回収金に対応する預金債権を対象として自己信託を設定することが可能であるとされる。しかし、回収預金口座としてサービスの一般預金口座が用いられている場合²⁸⁾、当該普通預金口座にかかる預金債権のうち、(将来確定される)流動化対象債権の回収金に対応する部分」という特定の仕方が許されるかという点については、意見の分かれ得るところであり、さらなる検討を要するとされる²⁹⁾。なお、これが可能であるとした場合、自己信託設定後は、1つの預金債権について、固有財産と信託財産とで準共有的な法律関係が生じることとなるとの見解³⁰⁾がある。本稿において、預金債権の一部について自己信託を設定することの可否についてはアウト・オブ・スコープであるが、1つの預金口座において固有財産と信託財産とで準共有的な法律関係が生じると観念することの可否は主要な論点となることは既述した。

3 預金受入金融機関の認識

「① 誤振込事例の受取人・誤振込人間」や「② サービスの一般責任財産・受託者の信託財産間」、「③ 信託受託者の固有財産・同信託財産間」での預金の準共有を認めることの可否に対して、預金受入金融機関の認識は何らかの影響を及ぼすのであろうか。

28) 既述のとおり、オリジネーターがサービスを兼ねる場合においては、オリジネーター兼サービスの通常業務の過程で利用される一般預金口座をそのままサービス業務の対象たる債権の回収金口座として流用せざるを得ない場合が多い（金融法委員会・前掲注(26)）。

29) 同上。

30) 同上。なお、道垣内弘人教授および沖野眞己教授は、一般預金口座の一部分についての自己信託に関しては否定的であり（道垣内弘人＝井上聡＝沖野眞己＝吉元利行「〔パネルディスカッション〕新しい信託法と実務」ジュリ1322号（2006年）30頁〔道垣内発言〕および同32～33頁〔沖野発言〕）、森田宏樹教授も、預金債権の一部のみを自己信託の対象とすることは困難を伴うと解しているようである（森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人＝大村敦志＝滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』（有斐閣、2003年）325頁以降）。

すなわち、預金受入金融機関が預金債権者であると認識している者(①誤振込事例の受取人, ②サービサー, ③受託者の固有財産)以外に当該預金に対する権利(準共有持分権)を有する者(①誤振込人, ②③信託財産)が存することを不知であった,あるいは,その存在の蓋然性は認識していたもののそのアイデンティティに関しては不知であった場合でも,準共有持分が認められるかということである。

3-1 共同相続

共同相続という事件が発生する前は,一般的に,被相続人の預金に債権を有する者は被相続人のみである。相続発生により,被相続人となった預金債権者が私権を喪失したのだから,被相続人以外の者(=共同相続人)がその権利を承継することは当然であるが,当該預金受入金融機関が相続発生前に承継人のアイデンティティどころかその存否すら不知であったということは十分に想定し得る。

もっとも,預金者が自然人である場合は,共同相続による承継が生じ得ることは当然に認識しているはずである。

3-2 任意団体およびサービサー

任意団体名義の預金に関して預金受入金融機関は,権利者全員のアイデンティティそのものは認識していなくても,口座開設者(代表者)以外の権利者が存する蓋然性だけは認識しているであろう。代表者の単独名義での口座開設であれば,名義人以外の権利者(代表者以外の構成員)の存否につき不知である蓋然性が高い。全構成員で分割の合意をしている任意組合の場合も同様であろう。

信託を用いた金銭債権流動化スキームにおけるサービサーの預金口座に関して預金受入金融機関は,受託者の信託財産に帰属すべき金額が入金されていることにつき不知であることが通常であろう。

かくして,任意団体(分割の合意がなされている任意組合を含む)の代表者

名義の預金についても信託を用いた金銭債権流動化スキームにおけるサービス名義の預金についても、預金受入金融機関は、複数の権利者が存することに付き、当然にその蓋然性を知る立場にあるというわけではない。

3-3 連名預金

連名預金について預金受入金融機関は、当該預金に複数の権利者が存することに付き当然ながら不知ではないし、そのアイデンティティをも認識している。

3-4 誤振込

誤振込事例の被仕向金融機関は、組戻依頼までは受取人が申し出ない限り誤振込を認識することはできないのが通常であろう。つまり、受取人の預金口座に存する残高につき、受取人以外に権利者が存するなどということとは認識していない。

もっとも、誤振込による入金があり得ることだけは認識している。

3-5 小 括（客観説）

通説・判例は、定期預金債権の帰属認定に関して客観説を採用しており、預金名義や預金受入金融機関の認識は帰属認定に関係ないとしている³¹⁾。むろん言うまでもなく、客観説は定期預金についての判定法理であり、普通預金等の流動性預金への適用の適否については不明である。しか

31) 銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、(略)特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、(略)銀行は、銀行が預金者と定めた者（以下、表見預金者という）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当な注意を用いた以上、民法478条の類推適用、あるいは、(略)定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と(略)定期預金債務との相殺等をもつて真実の預金者に対抗しうるものと解するのが相当であり、かく解することによって、真実の預金者と銀行との利害の調整がはかれる（最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁）。

し、預金債権の帰属を認定するに当たり、定期預金の場合は預金名義や預入れ行為者が誰であるかは要素とはなり得ないが、普通預金の場合は預金名義や口座開設者が誰であるかが決定的な要素であるとするにしても、一般の私法理論は定期預金にはあてはまらないが、普通預金にはあてはまるとする根拠を見出し難い。つまり、定期預金であろうが、流動性預金であろうが、預金受入金融機関が誰をその債権者として認識しているかは、その預金者を認定するに当たっての要素にはならないということである³²⁾。

以上より、預金受入金融機関がAを預金債権者と認識して受け入れている普通預金につきBがその口座において実体法上の権利を有していた場合は、当該預金受入金融機関のその認識にかかわらず、Bはその権利を行使することができると考えられる。

入金時の預金受入金融機関の主観の異同に関しては、既述した預金保険機構の「任意団体の扱い」が参考になるであろう。すなわち、任意団体名義の預金等に関して預金保険機構は、「金融機関が破綻した場合には、『任意団体』の代表者に、団体の構成員に関するデータ（カナ氏名、生年月日、持分等）を持分届出書により提出することを求め」、「これに基づき、『任意団体』の預金等は、構成員の預金等として持分に応じて分割され、構成員が当該金融機関に預金等を有している場合にはこれと合算され」³³⁾として、任意団体の持分権者に関しては事後的にでもアイデンティファイできれば、該持分権に基づいて預金保険の保険金を支払うとしている。つまり、持分に該当する金額の入金時に、預金受入金融機関がその持分権者が誰であるかにつき知らなくても保険債務の履行時に誰に支払うべきかが分かればよいとしている。

預金受入金融機関破綻時の預金保険金ですら、事後的にはあるものの、持分権者に支払われるのである。預金受入金融機関が破綻しなければ

32) あくまでも、定期預金の預金者認定法理に関して、客観説が正当であるとの前提に立つての立論である。

33) 預金保険機構・前掲注(8)13頁。

代表者以外の構成員は該口座につき一切の権利を有しないとすれば、それは順逆転倒の立論となろう。詮ずるところ、少なくとも普通預金が任意団体名義³⁴⁾であれば、各構成員は準共有持分を有すると解せられよう³⁵⁾³⁶⁾。

4 預金の契約主体

如上準共有を觀念することの可否を検討するにあたっては、共同相続人や誤振込人と預金受入金融機関との間の預金契約の有無が重要なファクターとなり得よう。

4-1 共同相続

相続発生後の契約主体に関しては、預金契約に通常付されている譲渡禁止特約の例外的な取扱いで、「契約者の地位」が被相続人から相続人へと承継されたと考えればよいだけのことであろう。共同相続の場合は、被相続人に属していた1個の預金債権が分割されずに複数の相続人に移転されると理解する、つまり、被相続人の預金契約上の地位が複数の相続人により共同で承継され、預金受入金融機関・共同相続人間の契約へと変容するわけである。

34) 銀行の窓口実務においては、(分割の合意の有無にかかわらず)任意組合の表示方法としては、組合名と代理人名を表示すれば、口座開設時に特段の必要はなく、任意団体については申し出の名義で預金取引を行って差し支えない(前田庸ほか監修『銀行窓口の法務対策3300講【上巻】』〈金融財政事情研究会, 2004年〉23頁。)とされているようである。なお、客観説の立場からは、名義は関係なく、実態的に任意団体の預金と認められれば各構成員は持分請求権を有することとなる。

35) 任意団体の預金に関して、預金受入金融機関破綻時の各構成員の預金保険請求権と破綻前の預金にかかる準共有持分権とは金額に関しても多分に密接な関係があり、決して無関係とすることはできない。

36) なお、公法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)上の本人確認義務と預金名義が私法上の効果に与える影響との関連性に関してはさらなる検討の余地があるやもしれない。

4-2 任意団体およびサービサー

任意団体（分割合意のなされている任意組合を含む）や信託を用いた金銭債権流動化スキームにおけるサービサー（以下、総称して「サービサー等」）の預金口座に関しては、代表者以外の構成員（投資家的組合員を含む）や受託者（以下、総称して「受託者等」）は、当該預金の口座開設者たる「サービサー等」から預金債権（の一部）につき承継を受けたわけではない。

共同相続の場合は、預入れ時から相続発生時まで共同相続人には一切帰属していなかった預金債権が相続発生とともに共同相続人に移転されたのに対し、「サービサー等」の預金口座に関しては、「受託者等」の持分が認められるのであれば、当該持分金額は預入れ時から「受託者等」に属すべき金額であって、いつ何時も「サービサー等」に属していた金額ではなく、ひっきょう、「サービサー等」から「受託者等」への移転性はないということになる。「受託者等」の持分が認められるとしても、当該持分に関しては、当該金額の預入れ時から共同相続の場合と性質を異にするのである。

普通預金残高という1個の預金契約に関して「受託者等」は、正当な預金債権者から（全部もしくは一部の）承継を受けたわけではなく、況や、預金受入金融機関と表向きには直接の契約関係に立たない。

4-3 連名預金

連名預金の法的性質に関しては、連名預金とされた目的、資金出捐の原因関係などからみて、複数の名義人間における狭義の準共有なのか、準合有なのかを判別する必要がある³⁷⁾とされる。

いずれにせよ、連名預金の各名義人は、当該連名預金につき契約主体となっている。

37) 金融財政事情研究会編『金融取引実務ハンドブック〈上〉』（金融財政事情研究会、1991年）23頁。

4-4 誤 振 込

誤振込人と被仕向金融機関との間には、当該誤振込金額に関してすら直接の消費寄託契約関係は成立しない。

5 棚ぼた式利益論

5-1 誤 振 込

誤振込事例における受取人の無資力のリスクに関しては、「本来その債権者が負うべきはずである。しかるに、たまたま誤振込がなされたために、受取人の預金債権が成立するとし、その債権者に預金債権から債権回収を認めるのは、受取人またはその債権者に『棚ぼた式』の利益を与える一方で、錯誤により誤振込を行った振込依頼人にその過誤に比して不相応な犠牲やコストを強いるものであり、両者の利益・不利益を比較すれば、前者は特に保護に値しないとの利益衡量が成り立つ³⁸⁾」との見解がある。

5-2 信託的譲渡

自然災害等の被災地を支援するための寄付が募られることがある。たとえば、某テレビ局が「〇〇の被災地を支援するため『〇〇被災地救援 △△募金』を実施しております。お寄せ頂いたご寄付は、義援金として、全額日本赤十字社を通じて、被災した皆様の手元に届けられます」と銘打って、一般視聴者に対して「振込口座：●●銀行■■支店（普通）XXXXXX XXX，口座名義：▲▲ネットワーク△△募金」への寄付を募る³⁹⁾。

如上寄付の発起人と寄付に応じて送金した者との間の契約は、贈与ではなく、信託的譲渡⁴⁰⁾と解されている。けだし、寄付者は発起人に贈与する

38) 森田宏樹「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討——」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣，2000年）126頁。

39) たとえば、https://www.fujitv.co.jp/charity/bokinsazaesan_nishinibonokin.html（2019年8月27日最終閲覧）。

40) 我妻栄『債権各論 中巻一（民法講義 V2）』（岩波書店，1957年）238頁。

意思はなく、発起人も受贈者となる意思を有するものではなく単に中間の媒介者たる地位にあるのみである。発起人は送金された金員を専らその目的たる事業のために使用する義務を負う。寄付者から金銭を受領した発起人は享益者ではないので、これを贈与契約とみるのは不相当である。

もし発起人が送金された金銭を恣に費消し尽くせば横領罪で処罰される⁴¹⁾のであるが、発起人が享益者に引き渡す前に発起人に破産手続開始が決定された場合は、当該寄付金は発起人の債権者への配当に供されるべく破産財団に組み入れられることになる。発起人自身が自己のために処分することができない財産なのに、その債権者はそれを債権の引当てとして期待できるというのも直ちには首肯し難い話である。誤振込同様に、棚ばた式利益論による批判が可能であろう。

第三者への寄付金の募集が、信託ではなく信託的譲渡とされるのは、受益者が存しないからであろう。テレビ局の如上募集において、享益者は、日本赤十字社ではなく被災者であるが、被災者各員が受益権⁴²⁾を取得するわけではない⁴³⁾ので受益者とはなり得ない。

なお、如上寄付金募集を現行法において明文で認められた目的信託(258条以下)⁴⁴⁾とみることが可能かもしれない。可能であれば、当該寄付金は受託者の倒産の影響を受けない(現行法25条)ことになる。もっとも、これが目的信託と認められるのであれば、不特定多数の者に対して反復継

41) 大刑判大正12年5月18日刑419頁。

42) 信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(受益債権)及びこれを確保するために(略)受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利(現行法2条7項)。

43) もし受益権を有するとなれば、各被災者は受託者(テレビ局)に対して財産の引渡しや帳簿の閲覧等に関する請求権を有し、剩余受託者解任の合意権までをも有することになってしまう。

44) 目的信託とは、自らの出身大学等に特定の研究のために使われることを目的として特定の財産を受託者に信託するものとか、委託者の死後におけるペットの飼育を目的として特定の財産を受託者に信託するものとかが想定されている。

続して募集しているテレビ局等は、信託業法上の免許または登録なくして信託業を行っていることになる⁴⁵⁾。

6 普通預金契約の法的性質

6-1 平成8年4月26日最高裁判決

普通預金への振込金にかかる契約については、平成8年判決が次のように判示していた。

振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。ただし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存

45) 信託を業として営む者については(略)信託の形態(信託宣言、目的信託、限定責任信託)を問わず、信託業法の適用により、受益者保護が図られるべき(金融審議会金融分科会第二部会〈第26回〉・信託に関するWG〈第13回〉合同会合資料〈https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20051129_d2sir/01.pdf〉〈2019年8月27日最終閲覧〉2頁)とされる(傍点引用者。受益者が存しない目的信託においても受益者保護が図られるべきとの書き振りとなっているが、少なくとも同WGは、目的信託であっても信託業法が適用されるとしている)。

在しないにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。

6-2 平成28年12月19日最高裁大法廷決定

平成28年大法廷決定は、普通預金契約の法的性質に関して次のように説明した。

普通預金契約（略）は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。

6-3 小 括

誤振込された金額につき上掲2つの判例を整合的に理解すれば、当該金額が被仕向金融機関Aの受取人Bの口座に記帳されると、振込依頼人CとBとの間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、AとBとの間に当該振込金額相当の消費寄託契約が成立し、その結果発生した普通預金契約は、口座の既存の普通預金債権と合算され、1個の普通預金債権として扱われる。したがって、誤振込が記帳された後の当該普通預金残高全額につき預金債権がBに帰属し、CはBに対し、同額の不当利得返

還請求権を有するにとどまるということになる。

如上理解に鑑みて前掲各事例を理解しようとするれば、次のようになりそうである。

(1) 共同相続と誤振込

共同相続の場合、一般的に、口座開設者A（後の被相続人）の普通預金口座に、A以外の者のために第三者Bが出捐した金銭が誤振込され、そのままAにつき相続が発生したときは、当該誤振込金額 α を加えた相続発生時の預金口座残高全額が共同相続人全員に共同承継されるとされよう。すなわち、 α に関するBの権利は、共同相続人全員に対する不当利得返還請求権に過ぎず、預金債権の準共有を觀念することによるBの救済を追究する余地はないということである。

(2) サービサー

オリジネーター兼サービサーPの普通預金口座にて回収されるべき原債務者からの元利返済にかかる金銭債権は、債権譲受人たる受託者Qに属する信託財産である。そこで、Pが信託譲渡前に当該口座に有していた残高 β に信託譲渡後にサービサーとして回収した金銭 γ とが混蔵された場合について検討する（信託譲渡後も、Qの信託財産ではない金額が入金されることも当然に考え得るが、単純化のためにそれについてはここでは等閑視する）。

平成8年判決によると、金額 γ に関してQがその排他的権利を取得することはない。けだし、Pの普通預金口座に1個の債権としてPに帰属していた残高 β に金額 γ が入金されたわけであるが、 γ に関してはPと当該預金受入金融機関との間であらたに消費寄託契約が成立し、その結果発生した普通預金債権は、口座の既存の預金債権と合算され、あらためて1個の預金債権として扱われる。つまり、 β および γ で構成される総残高は1個の債権として、Pに帰属することになる。ひっきょう、Qは口座に存する金額 γ に関して排他的権利を有せず、Pに対して γ 相当額の引渡請求権を

有するに過ぎない。

(3) 任意団体

当初から任意団体の預金として(代表者が)開設した口座に関しては、当初入金を含めて以降の各入金額につき、構成員全員と当該預金受入金融機関との間に相当額の消費寄託契約が成立し、その結果発生した普通預金債権は、口座の既存の預金債権と合算され、構成員全員に帰属する1個の預貯金債権として扱われる。つまり、いつの時点においても残高は構成員全員の準共有に帰する。

ところで、任意団体の代表者がもともと有していた普通預金口座に、当該任意団体の金銭が入金された場合はどうであろうか。平成8年判決によるのであれば、口座開設以降に入金された任意団体のための各入金は、代表者個人と当該預金受入金融機関との間に入金額相当の消費寄託契約が成立し、その結果、既存の預金債権と合算された総残高が、1個の預金債権として代表者のみに帰属することとなる。

要するに、任意団体のための資金が入金される普通預金口座が(名義は、任意団体のみであろうが、代表者のみであろうが、任意団体と代表者との連記であろうが)任意団体の口座として開設されていれば、残高は常に構成員全員の準共有として扱われる⁴⁶⁾。しかし、それが代表者個人の口座として開設されていれば、残高は常に代表者のみに帰属し、代表者以外の構成員は、代表者に対して不当利得返還請求権を有するにとどまる。

7 信託財産に属する金銭の存する普通預金口座

7-1 受託者自身の口座

現行法25条によると、「受託者が破産手続開始の決定を受けた場合で

46) 当該口座に代表者個人のための資金が振り込まれた場合も、当該振込金額相当は構成員全員の準共有となってしまう(代表者個人は当該金額につき排他的権利を有しない)。

あっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない」とされる。ただし、同14条が「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない」と規定しているから、登記・登録制度の準備されている財産については、かかる登記・登録がなされていなければ、受益者は25条の適用を享受できないことになる。

もつとも、14条が定める公示方法の適用がない財産権に関しては、旧法3条⁴⁷⁾の反対解釈を理由として、通説・判例は、何らの公示なくして、当該財産権が信託財産であることを善意の第三者に対して対抗できると解していた。この点については現行法においても明文では規定されておらず、旧法上の上記通説を継承しているものと考えられている⁴⁸⁾。

如上通説に鑑みれば、預金債権は、これにつき登記、登録の方法がないから、受託者の固有財産から「分別管理」され、「特定性」をもって保管されていれば、受益者は、第三者に対しても、当該預金が信託財産であることを対抗することができる⁴⁹⁾と解されている⁴⁹⁾。

いかなる態様が「分別管理」の要件を充足させるかについては、現行法34条1項2号口の規定が参考となろう。すなわち、「信託の登記又は登録をすることができない財産」のうち「金銭および動産以外の財産」については「その計算を明らかにする方法」が分別管理のデフォルトルールであると規定されている。ということは、信託財産に属する預金債権については、その計算さえ明らかにしておけば、固有財産と同一の普通預金口座に入金していても25条が適用される、つまり信託財産に属する金額と固有財産に属する金額が各別の債権者の準共有に属する⁵⁰⁾ものとみなされ、受託

47) 登記又ハ登録スヘキ財産権ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

48) 新井誠『信託法【第4版】』（有斐閣、2014年）374頁。

49) たとえば、最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁。

50) 預金口座に係る預金債権は「割合に応じて信託財産と（受託者の）固有財産によって

者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属すると計算されている金額は、その破産財団に属しないものと考えられる。普通預金債権の「特定性」に関しても、「特定」の口座における信託財産の準共有持分が計算により明らかにされていれば十分であり、信託財産に属する金銭をそのための専用口座で保管する必要まではないといえよう⁵¹⁾。

固有財産に属する金額と信託財産に属する金額とを普通預金口座開設の際に同時に入金したわけではなく、もともと受託者の固有財産に属する金銭のみが入金されていた普通預金口座に、信託財産に属する金額が後から入金された場合でも、信託財産は独立性を有すると理解するほかなかろう。というのも、固有財産に属する金銭のみが入金されていた普通預金口座に信託財産に属する金額が入金された場合には固有財産と預金受入金融機関との間に当該入金額相当の消費寄託契約が成立し、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として固有財産のみに帰属すると解さざるを得ないとするならば、25条および34条の趣旨を没却することになるからである。

7-2 第三者の口座

信託を用いた金銭債権流動化スキームにおけるサービシング業務による回収金額にかかる権利は、原債務者からオリジネーター兼サービサーに移転するのであって、原債務者から直接受託者に移転するわけではなさそうである。というのも、サービシング業務は、受託者を委任者、サービサーを受任者とする取立事務委任契約に基づいて行われ、受任者たるオリジネーター兼サービサーは、委任者たる受託者のために自己の名で原債務者

↘ 準共有される」(井上聡「金銭の分別管理による責任財産からの分離」ジュリ1456号(2013年)121頁)との見解も同旨と思われる。

51) 法制審議会信託法部会・前掲注(20)参照。また、預金債権にかかる分別管理の方法について「信託行為における別段の定めが意味を持つのは、口座を別にするなど受託者の分別管理方法を加重する場合に限られる」(新井誠監修『コンメンタル信託法』〈ぎょうせい、2008年〉148頁[木村仁])との見解も同旨であろう。

から金銭を回収するからである。回収金はいったんサービサーに帰属することとなり、受任者たるサービサーは、その自己に帰属する回収金にかかる権利を受託者に（あらためて）移転しなければならないとされる（民法646条2項）。

信託財産については、サービサーによる原債務者からの回収の前後で、その内容が変容する。すなわち、回収前は「原債務者に対する金銭債権」であった信託財産が、回収以後（受託者〈の口座〉に移転されるまで）は「サービサーに対する金銭債権」へと変容する。信託財産が「サービサーに対する債権」である状況がコミングリングリスクとされているわけである。

しかし、回収後のオリジネーター兼サービサーの普通預金口座には、①「オリジネーターの責任財産に属する金額」と、②「受託者に属する、サービサーとして回収した信託財産たる金額」とが混在する、つまり、同口座の残高に関しては、オリジネーターと受託者（の信託財産）とが準共有していると考えることができれば、如上コミングリングリスクを排除することができるであろう。

もっとも、上記②の存在が認められるとしても、平成8年判決および平成28年大法廷決定の趣旨に鑑みれば、オリジネーター兼サービサーの普通預金口座に原債務者から入金された弁済金額（サービサーとして回収した金額）は、原債務者とオリジネーターとの間に当該入金の原因となる法律関係が存在しない⁵²⁾にもかかわらず、オリジネーターと預金受入金融機関との間に入金額相当の消費寄託契約が成立し、その結果発生した普通預金債

52) 通常、オリジネーターから受託者への債権譲渡は、むしろ、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律4条2項所定の「債務者対抗要件」を具備することを回避する。当該債権譲渡の結果として原債務者から元利息の受領をする実体法上の権利を喪失している債権譲渡人（オリジネーター）に対して原債務者が引き続き元利息を支弁するのは、実体法上の債務履行をしているのではなく、無権利者たるサービサーへの当該支弁につき真の債権者たる債権譲受人（受託者）は原債務者に対して対抗することができないということに過ぎない。

権は、口座の既存の預金債権と合算され、1個の預貯金債権としてオリジネーターのみに帰属すると扱われることになり、結局は、②に関してもオリジネーターに帰属するとの帰結に落ち着かざるを得ないとの批判が想定される。

さりながら、現行法23条⁵³⁾および34条の規定趣旨に鑑みれば、この場合の②に関しても、信託事務の処理の第三者への委託としての「サービサー・受託者間の取立事務委任契約」に「回収以後委任者の預金口座に移転されるまでの信託財産は、受任者(サービサー)に対する債権ではなく、回収預金口座に存する当該回収金額である」旨の特約を明記した上で、受託者(≠サービサー)が計算さえ明らかにしておけば、誰も当該口座に存する信託財産に属する金額に対して強制執行等を行うことができない、つまり、サービサーの債権者は、当該口座における信託財産に属する金額にかかっていけないと考えられる。如上批判による平成8年判決および平成28年大法廷決定からの帰結は、かかる特約がある場合、現行法23条と真正面から衝突することになるのである。

7-3 小 括

以上より、受託者の固有財産の預金口座に信託財産の金銭が(計算を明らかにした上で)入金された場合は、固有財産と信託財産が各別の債権者とみなされ、それぞれが持分を有して当該預金口座を準共有すると解することができるし⁵⁴⁾、それに対する異論も少ないものと思料する。これとバラレルに考えれば⁵⁵⁾、誤振込の場合も、受取人と誤振込人とがそれぞれ持

53) 信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売(略)を行うことができない。

54) 普通預金口座開設時に、受託者の固有財産に属する金銭と信託財産に属する金銭の両方を(計算を明らかにした上で)入金する意思を有していた場合は、平成8年判決を持ち出すまでもなく、当然に固有財産と信託財産とによる準共有が認められるであろうが、これは狭義の準共有であるところの連名預金とバラレルに考えられる。

55) 口座開設者(受託者)の開設時の意思を離れ、預金受入金融機関の主観を問題とすべし

分を有して当該預金口座残高を準共有すると理解することも可能なのではないだろうか。

如上考え方を否定する根拠としての両者の異同は、前者は同一の法人格であるのに対して、後者は異なる法人格であるということであろう。

8 信託の特殊性

8-1 現 金

信託財産である現金と受託者の固有財産である現金とが混濁状態で保管されているとき、(計算上、信託財産たる金銭の額が明らかにされていたとしても)どの現金が信託財産であるかがわからない限り、特定性がないのだから、受益者の権利は債権的なものにすぎない⁵⁶⁾との(旧法下における)有力な見解がある⁵⁷⁾。これを反対解釈すれば、信託財産である現金と受託者の固有財産である現金とを各別に計算を明らかにし、かつどの現金が信託財産であるかがわかるような状態で保管していれば、受託者個人に破産手続開始の決定があっても、信託財産に帰属する現金はその破産財団に組み入れられないということになる。

しかし、金銭の「占有＝所有権」理論は、現金の匿名性(その占有を正

きという見解も想定される。すなわち、金融機関が当該預金口座を、口座開設者の固有財産専用口座と認識していたのか、あるいは固有財産と信託財産との混蔵口座と認識していたのかの相違である。しかし、かかる預金受入金融機関の主観に関しては、客観説の理解からすれば預金者の認定に当たっては考慮に値しない(3-5参照)。

56) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣、1996年)176頁。

57) 金銭の分別管理の態様につき旧法は「計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」(28条)と規定するが、この有力説によれば、「計算ヲ明ニスル」だけでは、現金たる信託財産の独立性は認められないということである。現行法のデフォルトルールも現金の分別管理につき「計算を明らかにする」ことのみを求め、「外形上区別することができる状態で保管する方法」を課していないが、この有力説に従えば、現行法下においても「計算を明らかに」していても、どの現金が信託財産であるかがわからない限り、現金たる信託財産の独立性は認められないこととなる。つまり、分別管理の履行は、現行法23条の効果を享受するための十分条件とはなり得ないということである。

当づける権利、ことに所有権を有するか否かというようなこととは無関係に、そのままの状態において価値の帰属者と観られるのが普通であること)と履歴がないこと(原所有者は占有者が占有する貨幣が自己の所有物であることを立証できないこと)を、つまり「おカネに色はつけられない」ことをその主要な根拠としている。

ところで、損害保険代理店がその所属保険会社のために収受した保険料であるところの現金を、平成7年法律105号により廃止された保険募集の取締に関する法律12条⁵⁸⁾等に沿って、専用預金口座⁵⁹⁾に入金するまで、これを他の現金と混同しないよう、専用の金庫ないし集金袋で保管していた事案において、最高裁は、『代理店』が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん『代理店』に帰属⁶⁰⁾し、『代理店』は、同額の金銭を『保険会社』に送金する義務を負担することになるのであって、『保険会社』は、『代理店』が当該保険料を入金した預金口座にかかる預金受入金融機関「から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて

58) 損害保険代理店は、所属保険会社のために保険料を収受した場合においては、自己の財産と明確に区分しなければならない。

59) 平成8年大蔵省令5号により廃止された保険募集の取締に関する法律施行規則5条の「損害保険代理店は、所属保険会社のために保険料を収受したときは、(略)これを郵便官署銀行その他預金若しくは貯金の受け入れをなす機関に預入しなければならない」「(その)預金又は貯金は、当該損害保険代理店の有するその他の預金又は貯金と別口座としなければならない」との規定に従っていたものである。

60) 最高裁のこの考え方は、民法647条の規定と真っ向から対立する。すなわち、同条は、代理行為に基づき受領した現金を代理人は自己のために消費した日以後の利息を支払わなければならないとしているのだから、代理行為に基づいて代理人が受領した現金の所有権は代理人に帰属するものの、その所有権には自由な処分権能はなく、所有権者以外がその収益権能を有するということになるからである。このことに対しては、「『自己のために消費したとき』というのも、当該の金銭を自分のために流用するすべての場合をいうのではなく、受任者の資産その他の事情からみて、同額の金銭を委任者に返還または委任者のために支出することが不能もしくは困難となる事情があるときだけと解するべきである(647条が『金額』といっているのは、その意味であろうか)」との見解(我妻栄『債権各論 中巻二(民法講義V3)』(岩波書店、1962年)680頁)が一定のソリューションを提示しているといえよう。もっとも、返還不能となった場合には無資力者に利息の支払義務や損害賠償責任を課すという規定だとするならば、相克関係を内包する規定であると言わざるを得ない。

保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至る」と判示した⁶¹⁾。損害保険代理店が保険料たる現金につきかかる厳格な分別保管をしたところで、それでもやはり「おカネに色はつけられない」つまり「特定性は認められない」ということである。

然るに、受託者はどのように「どの現金が信託財産であるかがわかる状態で保管」することができるのであろうか。右最高裁判決のコロラリーとして、信託財産である現金を「固有財産である現金と混同しないよう、専用の金庫で保管」したところで、信託財産に属する現金としての特定性は認められないということになりそうである。

信託財産である現金と固有財産である現金がいずれも受託者により占有されている場合、いずれの所有権も固より受託者という1人の法人格⁶²⁾に帰属する。1人の法人格に所有権が帰属する特定の財産について、その所有権者が破産手続開始の決定を受けてもその破産財団に組み入れられないという法システムが信託である。受託者に所有権が帰属する信託財産に属する現金および固有財産に属するそれとの区別に関しては、所有権者を決するための法理である「金銭の『占有＝所有権』理論」の適用の可否を論ずる余地すらないのであるから、「おカネに色はつけられない」との同理論の根拠は考慮に値せず、信託財産である現金と固有財産である現金がいずれも受託者により占有されている場合は、保管の態様によっては「おカネに色がつく」ようになると考えられているのかもしれない⁶³⁾。

61) 最判平成15年2月21日・前掲注(14)。

62) 受託者が2人以上ある信託（cf. 現行法79条以下）も存し得るが、あくまでも説明のためであるのでここでは等閑視する。

63) 代理人Aが代理行為に基づいて相手方から給付を受けた現金の所有権は、本来ならば本人効により直接本人Bに移転されるはずであるが、代理行為で受領した現金 α の所有権は、金銭の「占有＝所有権」理論により本人効が働かない。 α を受領した時にAがすでに占有していた現金 β とその後Aが占有を開始した現金 γ は、「おカネに色はつけられない」ことにより現金 α と区別がつかなくなり、全額の所有権がAに帰属する。ひっきょう α につきBは物的権利を有しない、ということになる。他方で、信託受託者Pが信託事務の遂行により受領した現金 δ の所有権（信託財産）は、おカネに色をつけることの可否

しかし、現金の特定性に関しては、「おカネに色はつけられない」から「金銭の『占有＝所有権』理論」が成立するのであって、同理論を適用しないから「色がつくようになる」わけではない。代理人Aが占有する現金 α （代理行為に基づいて相手方から受領した現金）につきAが占有するそれ以外の現金 β と異なる色をつけることができないとされる一方、受託者Bが占有する現金については、それが信託財産であるとの法的評価がなされただけで、固有財産たる現金とは異なる色がつくことになると評することにかかる説明が困難なのである⁶⁴⁾。

8-2 普通預金

預金に関しても、現金と同様のことがあてはまる。すなわち、信託受託者Cの固有財産に属する金銭 γ が保管されている普通預金口座に、信託財産に属する金銭 δ が入金された場合、 γ 、 δ いずれもその預金債権者はCであるが、Cが固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務にかかる債権を有するDは、 γ を超える金額にかかっていくことができない（当該信託の受益者Eは、 δ に相当する金額につき排他的権利を有する）と解されているものと思われる⁶⁵⁾。このことは、 γ と δ が各別の債権者に属するとみなされることによって導かれていると考えられる⁶⁶⁾。

＼にかかわらず、受益者QではなくPに帰属する（金銭の「占有＝所有権」理論は所有権者を決するための法理であり、信託財産に属する現金の所有権は同理論に拠らずしても固より受託者に帰属する）。そして、Pに所有権が帰属する財産が、Pの責任財産を構成しないところが信託の最大の特徴であるということを根拠として、代理人が代理行為で受領した現金とは効果を異にすると解するのであろう。

64) 「信託財産に属する金銭については、受託者が破産したような場合には、日本の現行法（引用者註：旧法のこと）のもとでは、計算が明らかであったとしても（さらにかりに物理的な分別管理がなされていたとしても封印された封筒に保管されている等の特殊な場合を除いて）、受益者は保護されないと考えられる」との見解（商事信託研究会「商事信託法要綱」信託207号〈2001年〉63頁）も存する。

65) その前提として、Cが信託財産に属する金額と固有財産に属する金額とを、その計算を明らかにする方法で分別管理していることが求められよう（現行法34条1項2号ロ）。

66) 開設時、当該口座は、固有財産・預金受入金融機関間のみの契約である。 δ の入金時

他方で、平成8年判決によると、残高が ε である受取人Fの普通預金口座に、Gが金額 ζ を誤振込した場合、Fの債権者Hは、 ε と ζ との総和にかかっていくことができる（Gは ζ に相当する金額につき排他的権利を有しない）。

上記2例において、Eは物的救済を受けられるのに対し、Gは受けられないとされるのはなぜか。思うに、信託であるところの前者に関しては、 γ 、 δ いずれもCに帰属するということでもEは物的救済を受けられるが、信託ではない後者に於いてGに物的救済を施すには、 ε 、 ζ いずれもFに帰属するということでは達成できず、 ζ がGに帰属すると解することをことさら可能とする根拠が必要であるということのようである。

8-3 小 括

信託財産が受託者の固有財産と運命を共にしないのは、信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とが各別の財産権者に属するとみなされるからであって、信託財産に属する財産と固有財産に属する財産が同一法人格（＝受託者）に属するからではない（同一法人格に属することを根拠とするのであれば、それはむしろ背理となろう）。

1つの普通預金口座に、受託者の固有財産である金額 γ と信託財産であ

ㄨに、預金受入金融機関はあらかじめ信託財産と契約はしていない（預金受入金融機関は、自身と信託財産との間の預金契約を認識していない）。むしろ、固有財産にかかる法主体および信託財産にかかる法主体はいずれもCである。しかし、受託者の相手方が、該行為が信託事務の処理であることを知っていたか否かで法律効果が異なることもある（eg. 現行法22条1項）。つまり、信託財産のためにするCの行為と固有財産のためにするCの行為は、一定条件の下で各別の主体によってなされたものとみなされるのである。したがって、 δ の入金は、預金受入金融機関・C（固有財産）間の契約により開設された普通預金口座に、 δ の入金により預金受入金融機関・C（信託財産）間の消費寄託契約が成立するが、同口座の既存の預金債権と合算された1個の預貯金債権が固有財産と信託財産とで準共有されるものとして扱われることとなろう。信託事務の主体Cと固有財産のための行為の主体Cが別人格とみなされるということである。その際、預金受入金融機関は固有財産と信託財産との差異を認識していないが、預金受入金融機関が誰を預金債権者と認識しているかは預金者を認定するにあたっては等閑視される（3-5参照）。

る金額 δ が入金されているときは、 γ 対 δ の割合でその和が各別の債権者に準共有されるとみなされるのに対し、法律上の原因が存在する受取人に属する金額 ε と法律上の原因が存在しない誤振込された金額 ζ については、 $G \cdot H$ 間でその和が準共有されると解することは許されないとするならば、その理由は「前者は信託だから」とするしかなく説得力に乏しいと言わざるを得ない。救済法理を論ずるに当たって、「とにかく信託なのだから」という言辞がかくもオールマイティな効能を有していると解することには違和感を禁じ得ない。

9 誤振込金にかかる預金契約

本稿では、信託受託者の固有財産に属する金額と信託財産に属する金額とが同一の普通預金口座で保管されている場合でも、両金額は各別の債権者間で準共有されるとみなされるから信託財産に属する準共有持分には受託者からの倒産隔離の効果が及ぶとされていることと平行に考えて、誤振込事例の受取人の普通預金口座残高も受取人と誤振込人とで準共有されると解して、誤振込人に物的救済を与えることの至当性を検討した。

平成 8 年判決の「普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていない」および「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできない」との説示に対しては、平成 28 年大法廷決定の趣旨を加味して、以下のように整合させることができよう。

誤振込金につき ① 受取人と銀行との間で消費寄託契約が成立し、② その結果発生した預金債権は、口座の既存の預貯金残高 η と合算され、1 個

の預金債権として扱われるが、①における受取人は、誤振込人から黙示的に代理権を付与されて、誤振込人・被仕向預金受入金融機関間の預金契約をしたのであり、その結果として、②にいわゆる1個の預金債権は、受取人と誤振込人とで準共有される。①における代理人たる受取人は、代理行為の相手方たる銀行に顕名をしていないが、客観説によれば預金契約において顕名は要求されない。誤振込人・受取人間に実質的に代理関係があれば本人効が認められる。受取人は、誤振込金額を入金しようとの効果意思を有しないし、既存の預金残高 η を超える金額の払戻しを受けて蕩尽することもできない⁶⁷⁾。法律効果を欲する表意者ではないということである。ひっきょう、誤振込の場合の「これを預金口座に受け入れる」に関しては、誤振込人の代理人としての受取人が締結する誤振込人・銀行間の契約と解するのが最も適合すると思われる。かかる理解に基づいて受取人と誤振込人との準共有を観念すれば、誤振込人の権利は、受取人に対する同額の不当利得返還請求権にとどまるのではなく、預金受入金融機関に対する預金債権の準共有権となる。したがって、誤振込金額に相当する部分に対して受取人の債権者がした強制執行の不許を求めることができ、棚ぼた式利益論による批判に対するソリューションとなり得よう。

10 結 語——残された課題

10-1 代理の措定

誤振込金額の入金額にかかる消費寄託契約に関して、誤振込人と受取人との代理関係を措定したところであるが、前掲平成15年2月21日最高裁判決は、保険会社が損害保険代理店に預金受入金融機関との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれないと断じ、普通預金契約にかかる代理関係を否定した。右事案の損害保険代理店

67) 最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁。

は、保険会社のために保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で普通預金口座を開設し、収受した保険料を専用口座に入金していたにもかかわらず、である。事実認定の問題であり、福田裁判官の反対意見はこれに代理関係を認めている。また、導入預金の預入行為者は代理行為であることをむしろ預金受入金融機関に知られたいにもかかわらず、出捐者・預入行為者間の代理関係が認定されている⁶⁸⁾ことをも勘案すれば、誤振込人と受取人との代理関係も認定されて然るべしと史料するところではある⁶⁹⁾⁷⁰⁾。

10-2 実際有高と帳簿残高

本稿では、Aが預金債権者とされる普通預金口座に、Bに属するべき金額が入金された場合に準共有を観念することの可否につき論じたが、あくまでも帳簿残高と実際有高(=通帳残高・残高証明金額)とが常に一致して

68) 最判昭和57年3月30日金法992号38頁ほか。

69) 誤振込事案の黙示的代理関係および保険会社・代理店間の代理関係指定を認めたととしても、前者は口座開設の代理ではなく、あくまでも開設後の1個の入金にかかる消費寄託契約の代理であるが、後者は口座開設の代理である。

70) 本稿では、預金債権の準共有が観念できる場面を制限的ではなく、できるだけ広く取ることによる救済法理を検討してきた。すると、代理事務を処理するに当たって相手方から受け取るべき金額につき、代理人が自身の一般預金口座で受け取った場合、その金額は他人(本人)の名で受け取ったものなのだから、受領後の当該口座にある金額は、本人と代理人とで準共有していると解することができることになる。しかし、前掲最判平成15年2月21日が、専用預金口座開設にかかる代理権授与に関しては、その旨の事情が記録上からうかがわれないと認められないとしているから、預金口座開設にかかる黙示的な代理権授与が認められることは難しいものと解される。専用預金口座開設後の各入金にかかる黙示的代理権授与を指定することができたとしても、当該専用預金口座に代理人に属するべき金額は存しないのであるから、本人と代理人との準共有を観念することはできない。共用口座であれば(預金債権の準共有法理で)本人は救済されるが、わざわざ専用口座を開設してそこで受領した場合^{**}は(準共有ではないのだから)救済されないというのであれば、それは逆理であって、両者は非両立関係となってしまう。思うに、本人と代理人との準共有割合が、前者100対後者0と捉えればよいだけのことであろう。

^{**} 前掲最判平成15年2月21日の事実認定では、利息は損害保険代理店が収受するとされていたので、元本債権にかかる金額と利息債権にかかる金額とで保険会社と損害保険代理店とが準共有すると解することも可能かもしれないが、専用口座に関して検討すべき一般的・本質的事項ではない。

きたことを前提とした。

両者の不一致による問題は、AがBに属するべき金額を流用した場合に、より先鋭化する。1個の普通預金口座に信託受託者の固有財産としての金銭100と信託財産としての金銭100とがあるはずだが、現実には当該口座に100の残高しかないところに受託者個人に破産手続き開始決定がなされたというとき、破産財団と信託財産にそれぞれどれだけ帰属するのかという問題である⁷¹⁾。

10-3 信託受託者による分別管理と信託財産の独立性

信託受託者に分別管理義務を課す⁷²⁾理由は、受託者の倒産から信託財産を隔離する必要があるから⁷³⁾とされる。そこで新たな問題が浮上する。すなわち、分別管理につき現行法の定めるデフォルトルールに従った方法で行ってさえいれば、受託者の倒産から信託財産は隔離されると言い切れるのかということである。

信託財産である現金と受託者の個人財産である現金とが混雑状態で保管されているとき、（計算上、信託財産たる金銭の額が明らかにされていたとしても）どの現金が信託財産であるかがわからない限り、特定性がないのだから、受益者の権利は債権的なものにすぎないと（旧法下ながら）有力な見解があることは既述した（8-1参照）。しかし、旧法28条は、信託財産である現金については「各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」としている（脚注57参照）。旧法下において、上記有力説は、受託者が旧法に定められる分別管理方法を実践したとしても、受託者の倒産から信託財産は隔離さ

71) 現行法40条による損失てん補請求は別異である。

72) 現行法34条は、受託者の分別管理の態様につき規定するが、原則としてそれは任意規定としている***。しかし、「信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」との規定振りから、分別管理義務を完全に免除することを認めるものではなく、何らかの分別管理が求められていると考えられる（新井・前掲書注(48)284-285頁）。

*** ただし、同条1項1号は強行規定、2号口は37条の規定より軽減できない。

73) 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」（2005年）50頁。

れないと断じていたのである。なお、現行法のデフォルトルールにおいても、受託者は、信託財産に属する現金と固有財産に属する現金とを「外形上区別することができる状態で保管する方法」までは要求されず、「その計算を明らかにする方法」により分別して管理していればよいとしている。

上記有力説によると、旧法28条および現行法34条に規定される「計算を明らかにする方法」での分別管理も、倒産隔離に関しては無力となる。現行法34条(旧法28条)に規定される分別管理義務と同23条・25条(同16条)に規定される信託財産の独立性の相関性については、再検討する必要があるう。

また、受託者が信託事務を処理するに当たって受領した(信託財産たる)現金については、如何なる分別管理を施したところで、それが信託財産に属することを第三者に対抗することができないと述べたところである(つまり、私見の立場でも、信託財産に属する現金の倒産隔離に関して分別管理は無力となる)。このことを実質的観点から考察すると、該現金は受託者の固有財産に属する財産であり、受託者破綻時の当該信託財産は受託者に対する金銭債権となる。それでも信託勘定元帳にはそれを現金として計上せざるを得ないと考えられ、元帳上の形式的財産(=現金)と実質上の財産(=受託者に対する金銭債権)とで齟齬が生じることとなる。形式論を離れて信託財産が受託者に対する金銭債権であるとすると、特に、忠実義務が強行規定であると解されている旧法下においては、同義務違反の疑義が生じる。というのも、この「受託者に対する金銭債権」は、信託財産・固有財産間の金銭消費貸借契約(固有財産の信託財産からの直接の借入れ)ではないものの、同間の準消費貸借契約が成立したとみなされる可能性があり、信託財産からの借入れと同視される懼れ、つまり、受託者が「信託財産たる金銭を借り入れることは信託の本質上絶対に許されない⁷⁴⁾」とされることに抵触する懼れが生じるのである。現行法は忠実義務を任意規定化した

74) 四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣, 1989年) 235頁。

が、受託者が信託事務を処理するに当たって現金を受領することがあり得る信託では、信託行為にその旨の記載をしておかなければ、現行法下でも旧法下と同様に、忠実義務違反を問われかねない。

10-4 仮払い制度における払い戻し権

改正民法（相続法）909条の2で新設された預貯金の仮払い制度により、各共同相続人は相続開始の時の預貯金債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額につき単独でその権利を行使することができることとなった。同条は、「単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については～」と規定するので、各共同相続人に与えられた「その権利」は、預貯金債権であるといえよう。

各共同相続人が単独で預貯金債権を行使できるとなれば、各共同相続人間での準共有とする理解と相容れない。同条かっこ書きにいわゆる「標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額」と相続開始の時の預貯金債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額のいずれか小さい額については準共有で、その残りが準共有と解するべきであろうか。